

The Chinese Policy in Developing Writing Systems for National Minorities

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2010-02-16
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 庄司, 博史
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004337

庄司

文字創製・改革にみた中国少数民族政策

庄 司 博 史*

The Chinese Policy in Developing Writing Systems for National Minorities

Hiroshi Sнојі

This paper presents an observation on developments in the creation of writing systems for national minorities, as a part of the Chinese policy towards its ethnic minorities.

When socialist China was founded, in 1949, many ethnic minorities were present within its territory. These minorities, who occupied over 60% of the land area, which, although mostly marginal, was strategically and economically critical areas, remained both economically and educationally far behind the Han Chinese. Thus, inevitably, China had to incorporate the minorities into the unified nation building plan by bringing their socio-economic levels near to those of the Han.

Therefore it was not surprising that the Chinese government adopted, at a very early stage, the rather progressive policy of guaranteeing the minorities the right to preserve and develop their own languages and customs. But most minority peoples lacked a written language or writing system. Thus China soon put forward a strong measure based on the Soviet model, to formulate writing systems for minority languages.

In China the realization of this plan involved several phases:

- 1. massive linguistic and sociolinguistic research on minority languages;
- 2. selection of alphabet or writing systems (pictography or phonetic alphabet; Latin or Cyrilic alphabet, etc.)
- 3. formulation of orthographical norms (i.e., the assignment of letters to sounds). This was done for every language, taking into consideration the problem of a unified system with other languages and, especially, with pin-yin, which was then also being planned as a phonetic writing system for the Han

^{*} 国立民族学博物館第3研究部

language; and

4. preparation of a draft plan, and pedagogic and reading materials for tentative use.

All these aspects progressed at varying ranges under the influence of both Sino-Soviet relations and domestic Chinese political conditions. The latter has been reflected in the varying interpretations of the status of nationalities in relation to socialist progress of China; between total cultural autonomy at one extreme and assimilation or amalgamation with the Han at the other.

Developments in the creation of the writing systems for the minorities as a whole, falls roughly into three distinctive periods; (1) (until ca. 1958) the urgent attempt to develop any one writing system for every minority language, and a later attempt to produce uniform systems on rather a theoretical basis; (2) (until ca. 1978) the period of retreat and disruption of the minority language policy; (3) (1978 - present) the period of the revival of writing system creation on a more practical basis, i.e., according to the conditions of the individual minorities.

It is not difficult to relate different political situations to these periods. The present minority language policy is apparently being conducted under the favorable atmosphere of the recent political liberalization movements.

- 1. 序
- Ⅱ. 少数民族・民族言語政策
- Ⅲ. 中国少数民族言語政策
 - 1. 少数民族の法的地位一マルクス主義と 3. 文字改革・創製の進行 のかかわりにおいて一
 - 2. 少数民族言語政策の基本方針
 - 3. 漢語の共通語・識字化政策―もう一つ の言語改革一
- N. 少数民族言語政策の推移
 - 1. 少数民族言語調査
 - 2. 方言の標準化と民族の識別
- 4. 停滞·後退期
- 5. 少数民族政策の復活
 - 6. 中国少数民族政策にみる柔軟路線
 - V. 結語

1. 序

中国は数億の人口をかかえ、面積も日本の約20倍にもたっする巨大国家である。か つては名実共に超大国として東アジアに君臨したこともあった。しかし、現在我々が 中国とみなしている地域を全体として内から見れば、決して一つにまとまった均一な

人々によって形成されていたのではなく、言語や文化を異にする民族の集合体であった。中国の歴史において、中華思想¹⁾をもって支配しようとする漢族と彼らにより蛮夷戎狄と蔑まれた辺境の異民族との攻防が重要な側面をなしてきたことは周知の事である。異民族に対するこのような態度は、基本的には満州族の清朝が倒れ、三民主義や五族共和を唱えた民国時代にも継承されていたといわれる「岩佐 1983:8]。

少数民族が民族として漢族と同等の権利を法的に認められたのはようやく新中国が成立してからのことである。しかし中国全人口のわずか6~7%にすぎないとはいえ、合計6700万人²⁾ にのぼる少数民族は全土の60%を占め、その多くは、国境地域に居住しており、さらに国境をこえ国外にまで広がっているものも少なくない。これは、領土と国民保持という観点からは国家の存在に重要な問題となりうる [EDMONDSON 1984:67]。とはいっても近代化という大きな課題をかかえている中国にとって、55にものぼる少数民族に漢族と同等な権利を実現し、同時に国家的統一を維持することは政策的にも経済的にも大きな負担となるのはあきらかである。こういう現実上の問題をかかえながら、新中国成立以来約40年のあいだ、少数民族政策は国策の中で大きな比重を占めてきた。当初から法的には自治権、固有の言語と風俗習慣の自由が保障されていたとはいえ、すべての民族問題を階級問題に解消し、また中央集権的になりがちな社会主義的理念との矛盾や各時代の国際的、国内的諸状況によって少数民族政策が大きく左右されてきた。特に1964年からの文化大革命中、民族政策が大きく後退したのは周知のことである。しかし、1970年代末、文化大革命の影響が排除され始

¹⁾ 中華思想, 大漢族主義に関して, 興味深い説がある。これは元来漢族が, 周囲の異民族を漢 化しながら形成されてきたことにもとづいているが、その一例として、 竹村 [1983: 334-335] は次のようにのべている。「漢民族と非漢民族とのかかわりあいの歴史を少し注意してみると、 両者の間にはもともと絶対的な差別というものはなかったと考えてよい。しいていうならば、 『文化の落差』にもとづく優越意識であって、少なくとも『人種差別』はなかったのである。 これは西欧列強による植民地支配にみられた 『差別』 と根本的に性格を異にする点である。| しかし一般に人種差別とみなされているものが、実際には被差別民の背景とする風俗、習慣、 言語など正に文化的要素を基準にされており、「文化の落差」によるレッキとした民族的差別と 本質的な区別は可能ではないと思える。差別は民族間にもともと存在するより、むしろ歴史的 経済的事情を背景として,集団間に利害の対立する場合に生じるもので,言語,宗教その他文 化的要素や形質的な差は差別の契機となり、異なる形態をとらせる要因となりうるが表層的な ものであろう。もし「絶対的な差別」が西欧列強による植民地支配にみられたとするなら、そ れは東洋と西欧という精神風土の違いより、むしろ、近代国家による絶対的弱者支配の構造と おそらく無関係ではないであろう。そして、たとえこの大漢族主義が単に「文化の落差」にも とづく優越意識からくるものであったとしても、その行なった行為の残虐性においては西欧列 強に劣らぬものであったことも疑いえない事実で、ここにおいても両者の間に絶対的な違いは ないといえる。

^{2) 1983}年人口調査では67,233,254人 [張 1984b: 47] でこれには1,300万以上のチワン族,640 万の回族,540万のウイグル族,480万のイ族,390万のミャオ族,340万のチベット族,260万の蒙古族などとならんで,1万人たらずのチン族,チーヌ族,ポーナン族や5,000人にみたぬトーロン族,オロチョン族,1,400人余りの最少のヘジェン族などがふくまれる。

めるとともに、少数民族政策が再び復活されつつあることが指摘されている [毛里 1980; 佐々木 1982]。

1949年新中国として成立当時,国民の80%は文盲で国家建設のための大きな障害となっていた。したがって,文盲を排除することは国家的重要課題の一つであった。一方辺地の少数民族は自己の言語を表記する文字さえもたない状態で,文化的にも漢族に比べはるかに遅れていたが,中国政府は文字創製を含めた,民族語の文語養成を民族政策の重要課題とした。

民族にとって民族言語は切りはなすことができない。それは単に民族の必要条件で あるばかりでなく、彼らにとって自由な意志を発露するための最良の手段であり、ま た民族問題には、陰に陽に浮上してくるアイデンティティーとも深くかかわっている。 したがって、国家の少数民族に対する姿勢は、その言語に対する政策によってはかり しることができるといえる。抽論はこのような観点から、中国の少数民族語の文字創 製政策の推移を追うことにより、少数民族語政策の一側面をとらえ、また現在の政策 の位置づけを行なおうとするものである。中国の少数民族語政策の流れに関しての文 献は, 「西田 1980; 王 1982; 岩佐 1983; Edmondson 1984; Fu 1985] など いくつかあるが、いずれも中国側のかぎられた、公的、半公的な資料に依拠して、全 体として経過を追うにとどまり、文字創製に関する政策の変遷および、その背景につ いてはほとんど触れられていない。岩佐 [1983] は民族語政策の推移を政治的情況と の関連において的確な記述を行なっているが、文字創製に関しては簡略にとどめてい る。拙論では、各時点での半公的な見解であるという資料的制約はあるが、『中国語 文』『民族団結』『民族語文』『民族研究』などの民族・文字政策に関する記事論文の 記述の流れを追うことにより、その背景にある国内・国際的政治情況との関連を跡づ けることを試みた。

『. 少数民族・民族言語政策

民族の定義はさておき、世界中のほとんどの国家は程度の差とそあれ多民族国家である。一般にこれら民族間には、人口、経済力、政治力や文化などの差から種々の力関係のアンバランスが生じている。普通少数民族とは絶対人口が少数であるとか、国家において少数派であるという意味で用いられることが多いようであるが、むしろ、上にあげたような理由で不利な立場にあるものとした方が適当であろう。ただほとんどの場合有利な立場にある集団より少数であるため、こう呼ばれるのであろうが、弱

者の立場を抜きにした定義は当たっていない。 クルマス [1987: 118] が E. ハウゲンの主張を引用するように、少数民族とは非抑圧者を示す婉曲的表現であるというのは当をえている。しかし、クルマスのいう被差別の意識はかならずしも存在しているとは限らない。場合によっては、特定の民族、あるいはそれに類する集団への帰属意識さえはっきりしない場合があり、これを養うことも後で述べる民族政策の一つにふくまれうるのである。

すべての民族は、それが特殊であろうがなかろうが、自分たちの意志疎通と自己表現の手段として慣れ親しんだ言語を持っている。しかし、すべての民族がその言語を、他の民族と平等に用いる機会と権利を持っているわけではない。言語的不平等の形態は、その歴史的背景とともに実に様々である。たとえば、文語としての長い歴史を持ち、それを自由に読み書きできる民族であるにもかかわらず、国家により、言語教育や出版や放送など公的場面から締め出しをくっている場合がある。ルーマニアのハンガリー語などがこれに当たるが、これなどは、国家により言語的に民族が抹殺されようとしている例である。

一方これとはまったく異なる、少数民族語のおかれた状態として、読み書きに用いる文字を持たず、民族語として標準化された言語もなく、限られた集団内で通用する方言のみを用いている場合をあげることができる。この場合、国家あるいは多数派の意図にかかわらず、それを母語とする人びとが不利な立場にあることはあきらかである。自己表現から教育、参政、社会のあらゆる伝達が文字を媒介にしている現代社会では、これらから締め出されることは、基本的人権にもかかわることである。また多くの場合、かれらは経済的、文化的にも遅れていて、これらから抜け出すにも、文字のないことが障害となっている。以上に関しては Coulmas [1984: 6-7] をはじめ、最近多くの研究により明らかにされている。

アジア、アフリカ、中南米の多くの国家はこのような民族を多数かかえている。無 文字の民族の存在は、これらの諸国の現在直面している近代化をあらゆる面でさまた げていることは説明するまでもない。しかし、これは必ずしも、国家が、少数民族に 文字を与えるという方向には進まない。えてして民族の権利より重要な国家的利益が 優先される。その一つは、経済であり、他の一つは国家としての国民の統合である。

解放後の中国は客観的条件としては、このような国の一つであった。つぎに中国の 選択した道をたどることにする。

Ⅱ. 中国少数民族言語政策³⁾

現在公的にみても55⁴)もの民族をかかえる中国は、中華人民共和国として発足する 当初から根本的問題を解決しておく必要があった。それは大きな一つの国家として統 一を維持する一方で、これら多くの少数民族の存在をいかに扱うかということであっ た。固有の文化や言語を持ち、歴史的にもおたがいに必ずしも友好的であったとはい えない諸民族は、ややもすると民族意識が民族の分離独立運動へと向う要素をふくん でいる⁵)。社会主義的国家建設を目指すなかで、これらの多くの少数民族の潜在的な 欲求を、社会主義という理念と整合させながら、いかに満足させるかは至難の業であったに違いない。

ここでは、新中国が、少数民族に対して如何なる基本的態度をもって臨んだかを、まず法的条文に見、そして社会主義理念とのかねあいからそれに至った歴史的背景を探る。次にこの基本的態度が、具体的にどのような政策として実施されていったかを、少数民族の言語調査、標準化、文字創製と改革、そして言語教育、出版・文芸活動など政策の推移を通じて概観することにする。少数民族言語政策は中国の民族理論および民族政策の基本路線の変遷とかかわっていることはいうまでもないが、これらに関しては、毛里 [1980]、佐々木 [1982] を参照されたい。

1. 少数民族の法的地位――マルクス主義とのかかわりにおいて――

本来民族問題はプロレタリアート階級闘争の終結とともに解決され、民族的分裂は 世界的階級闘争の障害となるとするのが、共産主義の古典的な「民族」に対する立場 である。しかし、マルクス主義において「民族」の扱いはけっして不動のものではな く、民族問題ほど、理論化により、異説が生みだされ、大きな飛躍を遂げた例はない

³⁾ 巻末に中国の少数民族言語政策の年表をあげた。とりあげた項目は政策・方針の決定,全国的な言語調査,主に文字創製,試行,採用に関する決定であり,すべての言語について網羅的にあげてはいない。なお文中で言及した事柄や漢語の文字改革でも関係のあるものはとりあげた。年表製作にあたり,以下の論文や年表を参考にした:[CHANG 1967a,1967b;中国語文編輯部 1959a,1959b;岩佐 1983;王 1982;西田 1980;傅 1984]。

⁴⁾ 民族として公的に認められている数は自立的民族を称する集団よりかなり低くおさえられているらしい。公的な民族としての基準をみたした集団だけが55ということであるが、これは増加する可能性がある[岩佐 1983: 9-10]。現在まだ民族の公認を受けぬ、未識別の集団に88万人が属している[張 1984b: 47]。 ちなみにまだ本格的な言語調査が始まっていない1952年では70民族となっている [羅常培 1952: 3]。

⁵⁾ 今世紀にはいってからだけでも、1940年代の回教徒の反乱、1959年のチベット動乱、1950年代後半、百家争鳴の風潮を期に沸きでたウイグル、カザフ、蒙古族などの分離主義的傾向をあげることができる。

といわれる [坂本 1970:7]。1917年のソ連におけるボルシェビキ革命以降,かつてのロシアの民族地域各地で共産主義政権が樹立されるが,それらは,以前,階級闘争の障害となるとして否定されたはずの,民族による共和国,自治共和国や自治州であった。その理由がたとえ社会主義革命の戦術論からきたものであったにしても6) 社会主義体制と民族との共存の可能性を認めていたことになる。

以上のような政策に理論的根拠を与える契機をつくり、さらに民族と言語とが切り離すことのできぬものであるという原則をうちたてたのは、20世紀はじめのオーストリア社会民主党内でオットー・バウアーと論争したカール・カウツキーとその後継者であるスターリンであるとされる?。スターリンの『マルクス主義と民族問題』から、幾度となく引用されてきた「民族」の定義を次にあげる。「民族とは、言語、地域、経済生活、および文化の共通性のうちにあらわれる心理状態、これらの共通性を基盤として生じたところの、歴史的に構成された、人々の堅固な共同体である」[田中1975: 91]。この定義はそれ以降社会主義国における少数民族政策のいわば指針として強い影響力をもつことになる。

さらに重要なことに、スターリンは、民族の言語を単に伝達の手段としてではなく、精神的能力の自由な発達とかかわっているととらえていた。そして母語によってはじめて自由に教育を受けることができ、敵とよくたたかうことができる。これはプロレタリアートの利益につながることであると述べている[田中 1975:100]。スターリンがこのように民族語と民族との関連性を積極的に認め、母語の使用と教育の必要性を社会主義国家建設の理念と合致させたために、ソ連邦成立初期において民族語の保護とそれを文明語に発展させる政策がとられることになる。こうして、当時ソ連は少数民族の言語政策として文字を持たぬ民族語に文字を与えることを目標に掲げ、実行に移していった。これは主にソ連の北方および極東の民族言語を対象としたが、目標達成のため、言語学者や民族学者を動員した総合的な調査が前もって行なわれた[Comrie 1981:22-23; Gurvich and Taksami 1987:37-39]。こうして1940年には68言語が文字を得て、2500万人以上がそれらを利用できるようになったといわれる [Lewis 1983:322]。このように大規模で計画的な言語政策が行なわれたのは前例がなく、この際の豊富な経験は後に中国の少数民族語の文字化においてあらゆる面で参考に供された。

⁶⁾ つまりこのような民族の自決権を認めたのは、「ロシア帝国の枠内に強制的に併合させられた 諸民族の分離的傾向に目を向け、この傾向を満足させることこそ民族問題解決への第一歩であ り、ひいては社会主義達成のためにも必要であると考えた」[坂本 1970:8] ためであるとす る意見がある。

⁷⁾ この論争の経過については [田中 1975: 87-102] に詳しく述べられている。

ソ連との強い結びつきの上に成立し、しかも、ソ連と同じく多民族国家を形成する 新中国にとって、社会主義の国家理念と民族擁護との矛盾はすくなくともその基本に おいては理論的に解決され、民族政策の基本路線も方向性を与えられていたと考えら れる。つまり上で述べたような、民族を重視し、さらに言語をその重要な条件として 擁護させ発展させようとするスターリン主義を受け継いだからである。

ソ連の少数民族政策が中国にとって重要なモデルとなっていたことは、当時雑誌や新聞にソ連の民族政策を紹介する記事が繰りかえし掲載されていたことからも理解できる [王 1952; 維諾格拉多夫・謝列布連尼科夫 1952; 傅 1957a]。また次のように、直接それを明言してもいる。「ソ連が各少数民族に文字を創製した経験は、我々の学習の手本である。特にソ連の北方と中央アジアのかなりの民族の過去の情況とわが国の多くの民族の現在の情況には似たところがあり、ソ連の言語学者は種々の具体的問題において豊富な経験を積んでいるばかりでなく、多くの経験を総括して科学理論に高めている。」[羅常培 1954:12]。

新中国発足後,少数民族言語の取扱いに関する最初の公式な態度表明は,「すべての民族は言語を発展させ,習慣衣服宗教を保持し改革する自由をもつ」とした,1949年9月の政治協商会議共同綱領第53条に述べられている。そのほか中華人民共和国民族自治区実施綱要(第15条,16条)には「各民族自治区の自治機関は本区で通用している民族文字あるいは各民族自身の言語や文字を用いて職権を行使しならびに文化教育事業を発展させることができる」8)。 さらに中央人民政府政務院「関於保障一切散居的少数民族成分享有民族平等権利的決定」(第4条)には「散居する少数民族が固有の言語や文字を持つ場合,法廷においてその言語や文字で訴訟を進行できる。」と明記されている[罹常培 1952:3]。

2. 少数民族言語政策の基本方針

以上は少数民族語の平等性と擁護の観点から、今日的意味においても非常に進歩的であることは否定できない。しかし、民族言語を用い、それを発展させる自由を保障するにとどまり、言語政策の方向性については具体的にのべていない。羅常培は、少数民族が文字を完備しない場合、上記のような権利の遂行が妨げられるため、文字創製のための政策が必要であると訴えた[羅常培 1952:3]。これも基本的人権として識字をとらえようとする点では、上のたてまえ論に近い。このような原則的な立場から少数民族言語政策にかかわった人々のいたことは、決して否定はできないが、中国

⁸⁾ これら条項は後1954年に発布された憲法第3条,第7条にそのまま継承されている。

の初期の言語政策に緊急性と直接的な動機を与えたのは、むしろ国家の早急な近代化の必要性であろう。この枠内での少数民族言語政策の基本方針は、実用面において、様々な段階にあった少数民族の言語を、ある程度、つまり現代社会において、政治・教育面での使用に耐えうる段階にまで高めることであった⁹⁾。当時、国内の大部分の言語は、文字で書き表わす手段さえもっていなかったのである。また文字はあったとしても、事実上一部の特権階級に独占され、種々の理由で大衆はほとんど文盲の状態であった。これらの点でも、ソ連の初期の言語政策と同じ目標をもっていたといえる[Lewis 1983: 311-313]。

しかし、中国では従来の少数民族観や言語理論の大幅な立遅れも手伝い、ほとんどの少数民族語に関する研究は非常に遅れていた。そこで1951年2月中央人民政府政務院は民族事務に関する決定として次のことを決めた。

「政務院文化教育委員会内に、民族言語文字研究指導委員会を設置し、少数民族言語文字研究に関する工作を指導組織する。まだ文字を持たぬ民族が文字を創製するのを援助し、文字の不完全な民族が次第に文字を充実させるのを援助する。」[羅常培1952: 3]。

しかし、文字を持たぬ民族の具体的情況は非常に複雑で、文字創製の可能性や方法 もそれに応じて行なうことが必要であった。1952年羅常培 [1952: 3] は、創刊して 間もない『中国語文』巻頭の論評で少数民族の文字創製の努力を呼びかけているが、 その中で具体的情況として、次の4つの情況をあげている。

- 1. 方言間の差が大きくなく、政治、経済の集中する地方の方言を文字創製の基礎にできる。
- 2. 長期にわたり統治をうけ、あるいは隔絶された民族は方言差が比較的大きく、 系統関係はまだ研究を要する。まず言語を表音記号で記録することを援助し、 民族語と文字をつくる条件を整える。
- 3. 民族名称は異なるが、言語は基本的に同じで、自ら共同の一種の文字を作ることを望む場合、調査研究と各民族の協議を経て、共同文字を創製できる。
- 4. 人口が比較的すくなく、また自らも、近くの他の民族の文字を用いることを望む場合、それは可能である。しかし、もし民族独自の文字を創造することを望

⁹⁾ 文字創製の目的における国家的要請が、決しておろそかにされていなかったことは、識字政策による個人的、民族的利益が国家建設につながるものとして、述べられていることからもいえる。たとえば、1954年「まだ文字を持たぬ民族の文字創製の援助に関する問題についての報告」の紹介ではこう述べられている[羅常培 1954:11]。「明らかに兄弟民族が自らが容易に学習し、容易に使用し、かつ自らを代表する文字の創製を援助することは、かれらの教育音や、新しい科学技術を有効に学習するのを促進する重要な要素である。これは兄弟民族が文化水準を高めるのを助け、よってすべてが一緒に社会主義社会を建設することにおいて非常に重要な意義を持つものである。」

む場合、具体的情況を考慮する。

そして、少数民族に文字を創製するには、まず第一に当該言語に属する方言をはっきりさせ、それら方言の分布情況と話者を明らかにし、言語の内部規律を研究することが必要で、そのための調査が急務であるとされた [羅李光 1952: 8]。当時少数民族語政策の3大課題としてあげられていた文字創製・改革、標準語化そして新語造語の際の規範化¹⁰⁾のうち文字創製・改革、標準語化が調査の結果を前提としていたといえる。のち1954年5月には文字化のより具体的な問題を討論するため政務院文化教育委員会語言文字研究指導委員会の開催した「文字のない民族の文字創製援助に関する問題を討議する会議」¹¹⁾に先だって、羅と傅により、当面の言語政策の基本となった、言語の分類文字使用情況の類型的分類に関する論文が発表されている。その論文は民族の文字使用情況を4つに大別し、そのうち無文字民族をさらに7つに細分化している [羅・傅 1954: 24-26]。当時の少数民族の文字使用情況は次のようであった。

- 1. 文字を持っており、また相当の数量の読物をもつ9民族。 チベット族、蒙古族、ウイグル族、朝鮮族、オロス(ロシア)族、シボ族、ウ ズベク族、タタール族。これらは出版物をふやすほかに、文法、正書法の規範 化などが必要。
- 文字をもつが、新しい読物が少ない5民族。
 タイ族、チンポー族、リス族、カワ(現在ワ)族、ラフ族。
- 3. 文字はあるが、通用しない、またはほとんど通用しない4民族。 満族、1族、ナシ族、ミャオ族。
- 4. 文字をもたない民族。次の7つの情況にわけられる。
 - 1) 主要方言は異なっており、絶対優勢な方言区がある。

¹⁰⁾ これは、少数民族が社会的文化的発展に伴い、それまでになかった概念を表わす必要がでてきた際の原則をたてることであった。社会発展の枠内で言語政策をとらえていた中国にとって、これは解決しなければならない課題であった。あとでくわしくのべるように、これには自己の言語でまかなう方法と他言語からの借用語を用いる方法に大別できる。当初にはソ連の学者がソ連の少数民族言語政策の経験から導いた結論として、自己の言語の語彙をまず利用し、先進的ロシア語からも取りいれる。しかし、その場合もロシア語の表記法で機械的に移すのではなく、民族語の規範を破壊せぬよう考慮すべきであるという説が指針としてしめされている[王1952:4]。

¹¹⁾ この会議では、文字方策を進めるため、責任関係をあきらかにした分業態勢をとる決定をしている。これによれば、文字創製に関する工作援助は語言研究所が行ない、文字方案の確定は中央民族事務委員会が責任をもつ。確定した文字の教育推進は中央人民政府教育部が責任をもち、文字の実験と推進は各民族地区の人民政府が行なうことになった[坂本 1970: 334]。 さらに、過去4年間の文字工作の進展の遅いことを指摘し、文字創製の計画の具体的方案ができれば、まず試行し、その結果をみて、その方法が有効であれば、他の民族においても進行させると指示した[羅常培 1954: 12]。

- 2) 主要方言は分岐しており、現在のところ絶対優勢な方言区がない。
- 3) 方言の差が非常に小さい。
- 4) 名称は同じであるが、言語の系統が異なる。
- 5) 民族名称は漢語では異なっているが、言語は基本的に似ている。
- 6) 民族語と近い他の民族が文字を持っており、それをつかうことを望んでいる。
- 7) 民族言語が(話者に)完全に備わっていない。

また、上のように文字が存在する場合も改革の必要があるとされたのは、それが複雑で大衆の学習を阻み、また非合理的であるという理由であった。たとえば、蒙古語の伝統的文字の欠点として、次の点があげられている[中国語文編輯部 1955:4]。言文不一致/字形の変化多し/一字多音/一音多字/正字法の複雑さ/横書不可能。しかし、その裏には、この文字を独占していた、かつての封建勢力であった寺院や牧畜主等との結びつきを断とうとする目的もあったに違いない。

3. 漢語の共通語・識字化政策――もう一つの言語改革――

少数民族の言語政策がどのように進められていったかをみる前に、中国の言語改革 のもう一つの重要な側面に触れておきたい。上で述べた少数民族の法的地位と基本政 策において見た少数民族擁護と平等の精神もあくまで、統一体としての中国を前提と し、それとのバランスの上に進められてきた。これと同様の事はまた中国の少数民族 に対する言語政策においてもいえる。すなわち、一方では民族と言語の不可分性を認 め, 民族文化発展のため言語を擁護し, また文字を創製しようとしながら, 他方で は、おおくの言語をかかえ、さらに漢族が方言において分裂している情況を改善する ことも急務であった。全国で通用する言語,つまり共通語の制定と普及である。共通 語を作りあげようとするのは,言語統合により国民意識を植えつけようとする政治的 意図と密接な関係にあるのは周知のことで [クルマス 1987: 22-23], これは国家と して存続するための国民統合の手段としてはよくみられる。しかし中国の場合には、 人々の遅れた教育・生活水準の向上と、国家の近代化という目的のためにも、さらに 行なわれなければならないことがあった。それはすなわち高い文盲率の解消である。 これら共通語の普及と識字率の向上は相互にからみあい、同時に進めなければならな いやっかいな課題であった。この点において中国は多民族をかかえるアジアやアフリ カの諸国と同じ問題をかかえていたといえる [Coulmas 1984: 5-8]。 中国におい て共通語の候補としてあげられるのは、漢語であることは自明のことであった。この 候補選びさえままならぬ多くの多民族国家に比べ、中国において話者人口が圧倒的多

数を占め、歴史的文化的重要性において、他を完全にしのいでいた漢語の場合は、まだ容易であったといえる。それでも共通語になるための条件は完全に整っていたとはいえず、古くからいくつかの改革の必要性が主張されていた。すなわち、あまりにも方言の差が大きすぎ、どの方言を共通語の基礎とするかに関して意見が分れていたこと、第二に漢字が複雑すぎ、学習に不利であったことである。

新中国ではさっそく次の3つが漢語改革のプログラムに上った。

- 1. 標準化:方言から1つを共通語の基礎に選び、その規則を規範化する。
- 2. 拼音化:方言により異なる発音を統一し、標示するため、表音文字拼音を考案 する。
- 3. 漢字の簡素化:学習を容易にし、表記法を合理化する。

これらは、国家的事業として積極的に進められた。このうち、第二の拼音化は、少数民族語の文字創製とも深くかかわり、その進展に大きな影響を与えることになる。 したがって、ここでは漢語の拼音化の経過について概観することにする。

漢字の代替案として考えられたものも含めて、漢語の表音文字化の試みの歴史は、1920年代からある。ラテン文字を基礎とする立場では、いわゆる国語ローマ字派とラテン化派の二派があり、主に、これらによる論争が解放まで続いてきた¹²⁾。

新中国成立後、全体的な文字改革を進めるため、文字改革委員会が1949年10月設立された。活動の目的としては、表音文字の作成、文字の簡素化、方言の調査研究のほかに少数民族語の文字制定も含まれており [DeFrancis 1967: 136]、すくなくとも、おなじ枠内で少数民族語もプランに上っていたことがわかる。文字改革委員会は改革案を広く募り、検討した結果、1955年10月全国文字改革会議において6種の拼音文字法案を提出した。この中には4種の漢字形式の文字とキリル文字、ラテン文字それぞれ一種が含まれていた [中国文字改革委員会 1956: 48]。この段階でキリル文字が形式的にしろ、考慮の対象になっていたというのは注目される。そして、ここでの討論を経て、ラテン文字を拼音文字の基礎とすることに決定した。その理由としては、中国に導入された歴史が長い/世界で広範囲に普及している/構造が簡単である/過去50年間拼音案として考慮されてきた、などをあげている[中国文字改革委員会 1956: 49]。キリル文字を用いるソ連との緊密な関係を保ちながら、中国にとっては、明らかに有利であったラテン文字を選択した理由を釈明した訳である。一方、当時少数民族語の文字創製工作のほうでは、一部で漢語の拼音案と統一性をもたせる必要が叫ばれていたが、この段階での漢語の拼音案はすくなくとも公的には、未決定のまま

¹²⁾ 漢語の拼音化については、解放前からをも含め、[DeFrancis 1967] 参照。

であった。したがって、漢語拼音にラテン文字が決定したにもかかわらず、後でも述べるように、ソ連側に同系民族をもち、またソ連の学者との協力の上に研究が進められていた中国の北方諸語にまで影響を与えることはなかった。これは、少数民族文字政策が北と南では、幾分異なったことと関連する点で注目される。

後1956年2月、漢語拼音方案が提出された。この際に考慮された点として、漢字音の標示手段、共通語である普通語の普及の手段、科学・技術上の符合としての適用性、将来の漢語の拼音文字への移行にくわえ、少数民族の文字の基礎となりうることもあげられている。そして、具体的条件として、ラテン文字であること、一音素一文字の原則、字母の数を抑えること、漢語の音構造に留意して系統だてた表記にすることとしている[中国文字改革委員会 1956:48]。その後、この案は各機関での検討を経て漢語拼音法案審訂委員会において修正され、1957年11月には、改革案が国務院全体会議により公布決議された。これら両者の間には、少数民族後の文字創製からみて、いくつか重要な違いがあるが、修正案は全体として少数民族語文字創製からは好都合であった[馬 1957c:5]。

それは漢語に特殊な音構造の表記に関係していた。原案と修正案双方に共通した点 としては、標準語の基礎となった北京語の音構造にしたがい、<t>:<d>,<p>:、<k>:<g>、<c>:<z>13)、など、一般に国際的慣習では無声:有声の 対立を示す文字の対により、 無声有気音:無声無気音の対立([th]:[t], [ph]:[p], [kh]:[k],[ts]:[tsh])を示そうとしたことがある。これは、閉鎖音や破摩音のシ リーズにおいて同様の対立を形成しない言語の表記と統一性をもたせる際の―つの問 題となる。そして, 原案と修正案の違いは, [tsh] [s] のそり舌音の表記にあっ た。原案は一音一字の原則から変形文字を考案し、それぞれに、< \mathbf{z} >、< \mathbf{c} >、< \mathbf{s} > をあてていたが、修正案では、二字の組合せを用いて、<zh>、<ch>、<sh>と表 記した。 さらに後者は, 前者が [tq] と [ŋ] にあてていた <u><ŋ>を廃し, <i> <ng> にかえた。 これにより、一字一音の原則は破られることになったが、 漢語の 特殊文字を少数民族語にも併用されるべき、字母表にもちこまぬことになり、全体と して、字母の数がおさえられた。 馬学良は、それについてこう述べている、「少数民 族語の音声は一般的に漢語普通語より多い。ミャオ語をとってみるとその声、韵、調 の総数は漢語の2,3倍になる。これでは漢語拼音の原案のように一字母が一音を表 すようにはできない」[馬 1957c: 6]。この拼音修正案は、その後、少数民族語の特 殊文字を抑える傾向にも、影響をあたえていくことになる。

^{13) &}lt; >は文字を,[]は音価を表わすことにする。音価は国際音標文字によるが,簡略化した。

W. 少数民族言語政策の推移

一方少数民族の文字政策において、前章2項で述べた基本方針、すなわち言語調査、文字を持たぬ民族の文字創製、不完全な文字の改革を行なうことを目的として、1950年に設立された中国科学院語言研究所に民族語言研究組が組織された。また1951年には少数民族の幹部の養成と言語教材の開発等を目的とする中央民族学院語文系が成立した。さらに言語政策の進展に伴い1956年に語言研究所民族語言研究組を少数民族語言研究所に発展させた。

1. 少数民族言語調查

少数民族語の調査は部分的にはすでに解放前にも行なわれていた。特に、日中戦争の戦火をのがれて昆明にうつった中央歴史語言研究所と北京大学文化研究所が、雲南諸言語を対象として行なったものは重要な意味をもつ。これにより言語学者が現地の少数民族の事情に触れる機会をもち、その多くは解放後の民族語政策に経験を生かすことになった [王 1982: 2-3; 岩佐 1983: 232-233]。

新中国発足後、少数民族文字政策という具体的な目標ができてのち、設立したばかりの科学院語言研究所(以下、語言研究所)は1951から1952年にかけて中国南部各地で言語調査を行なっている。そして、それと平行して初歩的な文字創製や改革の試みが行なわれていた(年表参照)。さらに1955年夏には語言研究所、中央民族学院が共同で蒙古族、新彊の諸族およびミャオ族へ大規模な調査隊を派遣した。しかし、これらは、目的ははっきりしたものの、方法的、理論的にはまだ未熟であったため、実際の需要に答えることはできなかった [馬・他 1956:10]。1955年12月には第一次民族語文科学討論会において文字創製が緊急課題であることが訴えられ、2、3年内に文字の制定・改革案を提出するため、全国的少数民族語調査を行なうことが決定されている [馬・他 1956:10-11]。

1956年2月中国科学院と中央民族学院は北京と成都において語言調査訓練班を組織し、500人の言語調査員を訓練した。そして、このために手引書として『語言調査常識』[馬・他 1956]が出版された。調査は4月から6月にかけて、7班に分かれて行なわれたが、合計700人が参加する世界にも類のない大規模なものであった¹⁴⁾。この調査には中ソの蜜月時代を繁栄してソ連の研究者が全面的に協力を行なっている。また調査法においても、ソ連での経験が重要な役割を果したと推測される。言語の表記

¹⁴⁾ 各工作隊の調査地域、調査言語などについては [尹 1956] などが詳しい。

にもキリル文字によるものなどがみられるのはそのためであろう。特に新彊や蒙古の諸言語の調査にはソ連からの研究者が同行しているが、後にこれらの言語にキリル文字を基礎とした文字草案を生む一つの要因となったことはあきらかである。これらの調査は文字創製の基礎となる、方言の選択や言語構造の解明を目的としていたのはいうまでもないが、民話、民歌、格言、諺などの口頭伝承や1000から4000、場合によっては1万にもおよぶ語彙を言語資料として収集した[王・傅 1959:452]。調査の成果としての調査報告はその後いくつかの言語で出版されている。また語言研究所では38民族について、140万字にわたる『語言簡志』の編纂が開始された[王・傅 1959:452]。そして1961年の段階では、37言語の『語言簡志』の編集が終了し、40言語の「語言概況」の初稿が完了したが [包 1961:7]、いくつかが発表されただけで、文化大革命間は事実上とだえることになる。これら『語言簡志』は、後に触れる1979年以降の民族語政策の復活とともに再開され、民族問題五種叢書の一つ『中国少数民族語言簡志』として1986年9月までに59言語が出版されている。

2. 方言の標準化と民族の識別

また、この調査が民族政策決定に重要な役割を果した社会言語学的な側面も見逃すことはできない。話者の数、分布、方言の情況や住民の意識などは、言語をもってする民族の枠の決定に重要な意味をもっている。これらを基に言語や方言の統廃合が行なわれたと思われるが、それは標準語の基礎となる方言の選択であったと同時に、あらたな民族の造成にもかかわっていたといえる。少数民族の言語の大半は、まだ統一的な民族語を持つ段階には発達しておらず、集団ごとに方言を形成していたが、標準語を選択し、その集団に経済的、政治的に集中することで、他の方言もそれに融合し標準語が形成されるというスターリンの説に基づいていた[羅李光 1952:9]。これは、後でも述べるように、他言語に対して自己言語の特殊性を強調し、自立語としての存在を主張する「分」と「異」の傾向を否定する立場に、理論的根拠を与えることにもなる。すなわち、言語の系統による分類一辺倒に対し、共通点を重視して言語の統一や融合を積極的に言語分類にとりいれようとするものである。喩世長[喩 1959:54-55] はそのような情況として次の3つをあげている。

1. 従来異なる言語名を用いていたが、話者の居住地が接近し、経済的に密接な関係にあり、共通の民族心理を有し、言語的にも接近している場合は、これらの人人が一つの民族であるとみなされる。言語名は異なっていても、同じ言語の異なる方言である。

- 2. ある言語と近い名称を持つ言語の話者が、その言語とではなく、関係の遠い言語の話者と居住を共にし、相互の往来を行なっている場合、関係の遠い言語と融合をおとす。
- 3. 言語の遠近にかかわらず、民族どうしが同じ所に居住し長期に接触を続ければ、 大多数の人は他の言語を習得し、そちらに移る。

このような解釈により、言語政策の対象となる民族や言語が決定された。

3. 文字改革・創製の進行

少数民族語政策の必要性が熱心に主張されはじめた1952年には、無文字民族に文字を創製する際それは表音文字でなければならないという意見がすでに大勢であったらしい [羅李光 1952: 8]。表音文字を考案する際、考慮しなければならない点は2つある。第一にどのような文字を用いるか、そして第二にどのように綴るかである。最初の文字の選択法に関して、当初次の3つがあげられている [羅李光 1952: 8]。

- 1. 言語毎に一字一音の原則で自由に文字をあてる。歴史的な制約がないかわり, 文字形式が多様になりすぎ印刷や学習に不便である。
- 2. 現在比較的通用している文字を、そのままか、すこし改良して用いる。
- 3. 将来作成される漢語の拼音と一致させる。

少数民族は自分の言語の外に漢語を学ぶ必要上、第3がのぞましい。しかしまだ漢語の拼音が創製されておらず、少数民族の文字創製も切迫しているため、第2の方法をとらざるをえない。そして文字を考案するさいには、1. 科学的で正確でなければならない。2. 人民が受けいれるような簡易なものでなければならない。3. 前途において発展的なものでなければならない、として同時に進行していた漢語の表音文字である拼音と基本的に一致する必要性をほのめかしている[羅李光 1952:9]。

すでに述べたとおり1952年ごろから文字化の試みがあったが、まだ具体的モデルや原則については統一がなく、試行錯誤の状態であったらしい。これが全国的に本格的に行なわれるのは、1956年の言語調査以降である。そして、それと前後して文字創製の方法や原則についても討議され整備されてきていた。これに最もおおきく影響を与えたのはすでに先例として存在するソ連の経験、それに並行して進められていた、漢語の拼音化である。

既に上でも触れたように、少数民族語を表記する文字を漢語の拼音と基本的に一致 させようという主張はくりかえし出されてきた。それは、主に漢語や他の諸語との相 互学習¹⁵⁾、ひいては漢語の普及を容易にするためであった。音韻体系の異なる言語に

漢語の拼音体系を採用するということは、言語学的見地からして容易でないことの外に、民族の特殊性を文字に求めようとする立場からは、当然抵抗はあったに違いない。しかし、1954年当時、漢語の拼音案はまだキリル文字案も登場する程、意見の統一からはほど遠く、少数民族の文字案はそれぞれ独自に進められていたといってよい。

1956年言語調査が,前年12月の第一次民族語文科学討論会決定に基づいて行なわれ ると、それと呼応して、全国の民族地域に語文研究あるいは工作のための委員会が設 置され、文字草案づくりが急速に進められた。1956年10月には中国科学院少数民族工 作隊が貴陽において民族文字字母形式問題討論会を開催し、南方少数民族語は漢語拼 音と一致させることが決定された。しかし、民族語の特殊音には可能な限り、特殊な 変形文字などをあてず、二字の組合せを用いるという方針に対しては、反対論が出て いた [馬 1957c: 6]。 また,言語学的にソ連学界との関連が強く, 民族もソ連やモ ンゴル人民共和国の同系民族とつながりの多い蒙古や新疆では、それら国境外の民族 との文化交流を考慮して、彼らと同じキリル文字を採用するという原則を、すでに5 月にフフホトでの蒙古語族語言科学討論会と8月ウルムチでの語文科学討論会で確認 している [傅 1956]。少数民族を外国から分離させようとする立場からは,これは とんでもない考えであるが、当時実際にあったということは注目にあたいする。それ だけ民族の利益と国際的な連帯が優先されており、ソ連との関係も良好であったこと の現われであろう。この年、蒙古語が古い蒙古字を廃し、キリル文字を基礎とした新 蒙古文字を採用すること,シボ,ウイグルはキリル文字による文字改革を進めること, タタール、キルギス、ハザク、ウズベクなどがソ連の同系語の文字体系を当面採用す ることを決定している [傅 1956; 馬 1957a: 64-65]。南方諸語とは文字採用に関 する構想の見地が全く異なっていたことが推察される。こうして、少数民族の比較的 自主的な文字創製の最盛期には、新たに考案された文字方案だけで15民族21種(方言 を含む) も存在し, そのうち16種がラテン文字を基礎としていた [馬 1957c: 5]。

¹⁵⁾ ソ連においても、初期の言語政策においては、同系あるいは近隣民族間で表記法に統一性を持たせることが計画されていた。1つはソ連北部および極東地方の少数民族で、これらは、少数で民族としての形成度も低く、ほとんどが文字を持たなかった。他方は中央アジアのチュルク系を中心とする諸民族で、アラブ文字を用いた文語の歴史を持っており、多くはイスラム教で結ばれていた。文字化の統一は前者では1931年に北部言語共通のアルファベットが考案されている [Gurvich and Taksami 1987: 37]。後者の場合は1920年代から30年代にかけて、計画されたラテン文字による統一チュルクアルファベットである。特に後者の場合キリル文字によるロシア化に反発する民族主義者によって熱心に進められたが、1937年からキリル化が急速に行なわれた [Lewis 1983: 322; 傳 1957b: 15]。

しかし、1957年11月、先に述べた拼音第二草案の採用が最終的に決定されると、情勢は変化してきた。ほとんど同時に中央民族学院少数民族研究所によって提出された「少数民族文字方案中字母設計についての数項の原則」により、採用されるべき文字はラテン文字を基礎とし、漢語の拼音と一致させるという方向がほとんど決定的なものになった [羅常培 1958:5]。

- 1. 少数民族が文字を創製する場合はできるだけラテン文字を基礎とすべきである。 以前からの文字を改革しようとする場合も同様である。
- 2. 少数民族の音と漢語の音が同じかちかい場合は、できるだけ相当する漢語拼音 を用いる。
- 3. もし少数民族語が漢語にない音を持つ場合、そしてラテン文字一字により一音を示すのが困難な場合、言語構造との関係、簡単で美しいか、文字の数は適当か、教えやすいかなどを考慮の上、次の表記法が考えられる。1) 二つの字で一音を表わす。2) 新しい文字を作る。3) 個々の場合において、文字に限定符合をつける。
- 4. 実際の必要に応じ、声調は、音節の後に文字をつける方法か、あるいは省きうる。
- 5. すべての民族語の表記法は特に近縁関係にある場合,できるかぎり,文字の形, 正書法において,一貫性をもたせる。

上に示した原則のうち第三項は、かつて漢語の拼音創製の際に考慮された原則と非常に似ている。ただし、漢語拼音案の最終案では、一音一字の原則を譲歩したのに対し、ここでは、依然として、民族語が一音一字の原則を貫くことを望む場合は特殊文字を採用する可能性を否定していない。このような柔軟策をとったのはやはり、民族性を文字に象徴することを抑えないという特殊事情があったと思える。

とはいっても、以降続々登場する文字草案は、拼音との一致の方向で創製されてきた。ただし、1958年以降ラテン文字26字以外に新しい特殊文字を採用した言語はないと \mathbf{Fu} [1985: 219] は述べているが、すでに方案が公布されているものは、特殊文字を完全には撤廃するには至らなかったようである。たとえば広西のチワン語は1955年11月に文字法案を発表したが、漢字拼音第一次の草案が公布されると、それに呼応していくつかのチワン語独特の文字を加えた。そして後、第二草案と文字考案に関する原則に従って再び修正した [王 1957: 7] とされるが、これらの特殊文字は後で述べるように、1982年まで存続した。次に1958年に考案されたトン語文字と漢語拼音との一致の一部を次に示すことにする [Fu 1985: 218]。

庄司 文字創製・改革にみた中国少数民族政策

国際音標	p	ph	t	th	k	kh	ts	tsh	tş	tŞh	នុ	ą	Ģ	ţ	ţh
トン語文 字表記	b	р	d	t	g	k	z	С	zh	ch	sh	r	х	j	q
漢語拼音 文字表記	b	p	d	t	g	k	z	С	zh	ch	sh	r	x	j [tç]	q [tçh]

(ここでは国際音標において子音の後のhは, 有気音であることをしめす。)

そして、1958年1月には、キリル文字採用を決定していた新疆各言語もラテン文字を採用し拼音と一致させることを決定した [王 1963]。

こうして1958年8月には漢語拼音に沿った文字方案が以下の10諸語に採用されている(カッコ内は方案通過年月)。

チワン (1957.11), プイ ('56.11), ミャオ ('56.10), 涼山イ ('56.12), トン ('58.8), ハニ ('57.3), リス ('57.3), ワ (当時カワ) ('57.3), リー ('57.2), ナシ ('57.3)

そして、文字改革を行なった言語として、タイ、ラフ、チンポーの3つがあげられている。

注意すべきことに、この中には一度キリル文字による文字を採用した蒙古語や、やはりキリル文字による草案を検討していたダグール語 [傅 1956] などは入っていない。蒙古語の場合は新文字が1958年3月内蒙古自治区人民委員会において廃止を決定されたためであるが、旧文字使用者による反発ももちろん考えられるものの、時期16)からいってキリル文字であったことが最大の要因であったと推察される。ダグール語などの場合も恐らく同様の理由で廃止されたのであろう。こののち1959年、ウィグルとカザフ語語には旧来のアラブ文字にかわり、ラテン文字を基礎にした文字法案が提出され、1965年には試行にうつされている。1958年以降特殊文字は採用されなかったという Fu [1985: 219] の叙述にもかかわらず、これらには特殊文字が用いられている [JARRING 1981: 231-236]。

また、文字政策の目的の達成のためには文字創製だけではけっして十分ではなく、文字が用いられるようになるためには文字を使える指導者の養成と、大衆の需要に答えるための読物が不可欠であることが認識されており、そのために小学校教本、農民教本、補助教材、文法書や参考書として、各種読物や手引、法令などの編纂出版がプログラムにのぼっていた [馬 1957b]。

^{16) 1957}年ごろから新疆では、 ウイグル族 を中心とするウイグルスタン 分離主義が 台頭しはじめており、 これはソ連のチュルク系住民との 精神的 連帯のうえにあったと 考えられる [坂本1970: 106]。またソ連と中国との関係が冷えはじめていた時期でもあった。 したがって、キリル文字の廃止は、これら少数民族を国境のむこうの同系民族との連結を断ちきることにあったと考えられる。

4. 停滞 • 後退期

少数民族言語政策は1950年代から飛躍的に発展し始めたが、現在までけっして順調であったわけではない。ここでは、政治的状況による影響力の特に強かった1958年ごろの停滞期、そして1960年代中ごろからの後退期についてだけ述べることにする。

1958年当時「大躍進運動」とともに始まった百家争鳴という言論自由の意識が高まると、その中には、新疆や蒙古を中心とする民族分離主義的傾向¹⁷⁾ が現われ始めた [坂本 1970: 19]。このような傾向は、当然統一国家の理念に反するものとして排除されたが、同時に民族政策への引締めともなって現われることになった。

整風運動に始まる反右派・反地方主義運動は上のように発足して間もない新中国の基盤を脅かす地方民族主義的傾向に釘を刺そうとする極めて政治的なものであった。しかし、これは言語政策にも影響を与えた。第2次少数民族語文科学討論会報告[常 1958] には会議中、不良政治傾向として批判された少数民族言語政策がいくつかあげられている。

その1つは、言語政策の重要な課題の1つであった、新語を造成する際の原則に関するものであった。批判の対象とされたのは、民族語の純潔性を誇張し、特に漢語の借用語を排斥する傾向である。そして、純潔性を保持するために、無理に自己言語から語を作りだしたり、古い語を掘り起こしてきたりすることや、漢語を排斥するあまり、別の言語から借用することがあげられた [常 1958: 228]。この批判には次のような背景があった。

先に述べたように、共産主義的解釈では、民族問題は階級の消滅とともになくなるというものであった。さらにこの理論を進めると、最終的には民族や言語の隔壁も解消され単一の言語を用いるようになるとされていた。しかし、現実は共産主義の段階にたっしていない過渡期であり、民族は当分存続するため、まず各民族の発展が必要

¹⁷⁾ 国土は不可分であり、それに属する民族もまた離散することのない統合体である、というのは中国に限らず機関としての国家には一様にみられる主張である。しかし広大な国土をかかえ、数十もの民族が統合され国家として運命を共有すべきであるということを、正当化するのは容易なことではない。一昔前のように、「階級社会の消滅が民族問題を解決する」という理論により、社会主義社会の達成を普遍的目的として優先させ、民族にこだわる意見を一概に排除することは非常に困難なことである。したがって、現在この正当化のための理由づけは、歴史的な方向へ重点を移しつつあるようである。白貞 [1986] にはそのような説がいくつか紹介されている。たとえば、漢族は諸民族の長期にわたる混血により形成されたという説や古来、各民族は相互に友好的に影響しあってきたという説、そして諸民族が団結して外国の侵略勢力と戦ったという説などである。これに類したことは、ソ連においてもみられ、かつて諸民族を搾取し圧迫したとされたロシアは、今日の説では諸民族に対して友好的であり、文明化を助けた救世主的存在としてあつかわれることさえある。何々民族の自発的ロシア編入何々年祭などが催されるのも同じ理由によるものであろう。

である、という理由により、民族や言語の融合論は遠い将来のこととして棚上げされていたにすぎない。したがってこの理論は、少数民族政策がいかに活発であっても、決して否定されることはなかった。言語政策において、すでに中国より30年余り先んじていたソ連では、それどころか、少数民族がロシア語を用いるのをむしろ歓迎していた。それは、民族間の交流をさらに進め、ロシア語の社会政治術語や社会主義語を吸収して民族語を豊かにするからであるとされた。そしてその際にはできるだけロシア文字の表記のままで取入れられることが奨励されていた [傅 1957b: 18; Comrie 1981: 34; Lewis 1983: 320–321]18)。中国で主張されたのもほぼこれと同じ内容であった。傅は少数民族語が新術語を採用する際の方法を以下の4つにまとめている [傅 1958: 253]19)。

- 1. 各兄弟民族は、特に社会政治科学技術用語などの新語術語を採用する場合は、 漢語の借用語を使用しなければならない。
- 2. ラテン文字を基礎とする文字の場合は、漢語の借用語の表記はできるだけ漢語 の拼音に一致させなければならない。
- 3. 一民族が多種の文字を用いている場合、いくつかの民族が文字連合を実施している場合はなおさら漢語の借用語を多く用いて、借用語の表記法も漢語の拼音にちかづかねばならない。わが国の兄弟民族は国外の同系民族と無理に一致を求める必要はない。我々は漢語にちかづける方針を堅持しなければならない。
- 4. 漢語借用語の語形変化は基本的に民族語の規則に従う。

以上に、言語調査全盛期とくらべ明らかな方針の変化を見てとることができる。

また前述の会議では次のことも批判の対象とされた。一つは言語間の共通性を無視し、ことさら違いを強調して、他言語や方言から分けようとする「分」と「異」傾向である。特に言語の分類の際 20)や文字制定の際の例がやりだまにあげられた[常 1958: 227]。その外、資料を独り占めすること、研究が民族の実際の需要に答えていないこと、調査が大衆の間に深くわけ入って行なわれず遊離してしまっていることなどが非難されている[常 1958: 228–229]。

これ以降の研究の動向として注目されるのは、漢語と民族語の影響に関する研究や

¹⁸⁾ 例として [Lewis 1983: 320] はウズベク語の定期刊行物においてアラブ語やペルシア語の 借用語が1933年と1940年に37%から25%に減ったのに対し、ロシア語からの借用語は 2%から 15%へ増加したという報告があげられている。

¹⁹⁾ この論文は同氏が以前,新術語採用に関して書いた論文[傅 1957a]を全面的に書きなおしたものである。

²⁰⁾ 言語調査の際,対象となる言語設定の基礎となった羅常培・傳懋勣の言語分類 [羅・傅 1954] も同じ理由で批判されている [喩 1959]。

言及が増加しはじめることである。これらでは一様に、漢語から民族語への影響を一般的な借用、混合、同化、融合とは区別し、解放後の自由な相互交渉により、民族語が漢語を吸収し発展していく形態「喩 1961] であるとされる。

またこの時期には、一度通過した文字方案が撤回されたこともつけ加えておかねばならない。ラテン文字化の原則に合わぬため、廃止された蒙古語、カザフ語、ウイグル語のキリル文字を基礎とする試みについては先に述べたが、ラテン文字を基礎に創製された涼山イ語の新文字は1960年に撤回された。理由は文盲を掃蕩するためには始めから直接漢語教育を行なうことが先決であるとされたためである[馬黒木 1986: 44]。

文革当時,個々の少数民族の政策において,どのような事があったか,不明な点も多い。しかしそれは民族関係の雑誌の発刊停止,自治地域の再編成²¹⁾, 政治的声明に現われた少数民族の民族主義的傾向への批判などにより国外においてもいくらかうかがうことができた。事実,1950年代後半に創製された少数民族語の文字の教育,普及,出版活動はほとんどが中断させられたといわれる。

文革後,再刊されるようになった『民族研究』は,巻頭において,文革を論評する 中で、それまで民族政策の基盤となっていた理論において大きな混乱を起こしたと述 べている [民族語文編輯部 1979:2]。すなわち、四人組は理論をねじ曲げ民族自治 の理論を「分裂」理論とすりかえ、少数民族的言語・文学を無用で非革命的なものと 決めつけて、大漢族主義や封建主義を推し進めた。四人組が横行しているあいだ、従 来各民族が関心をもっていた社会主義過渡期の少数民族の問題,反大漢族主義,地域 自治や機関の民族化等々についての討論を許さなかったばかりか、このような問題の 混乱を利用して、民族工作を否定し、少数民族の平等自治権に損害を与えた。そして 少数民族科学研究の価値を否定し、民族理論工作者を迫害した、と述べている。また 同じ誌上では,民族語政策組織は解消させられ,出版,放送事業も中止を余儀なくされ た。そして、民族語の識字運動や民族学校における民族語教育も停止させられたため、 多くの地域では、再び文盲率がもどってしまったとも報告されている「馬 1979: 10]。また小学校では, 漢語を理解せぬ児童を対象に, 教師が直接漢語による授業を 行なった結果,漢語の棒暗記や教科書の暗唱を強いることになった。そして,多くの 地域では, 入学率, 定着率, 試験の合格率の低い「三低」現象があったという [馬 1986: 6].

²¹⁾ 蒙古自治区は成立以後,1956年に解放前の範囲まで復活していたが1969年に,自治区内のジョーウダ旗,ホルチン旗,ホロンバイル盟などが周辺の遼寧省,吉林省,黒龍江省などに加えられ,六部分に分割された[陳 1985:13]。後,1979年元どおりに復活している。

5. 少数民族政策の復活

1960年代から1970年代後半にかけて、少数民族語政策は事実上中断されていたといえる。これが再開されるのは、文化大革命が終り、さらに2、3年経て、一応過去の民族政策の総括と将来の路線が決定してからである。

傅は復刊した『民族研究』において、少数民族語の文字改革の経過と現在の問題点を整理し[傅 1979a]、さらに、『民族語文』では民族言語研究の今後の課題としてあげる10項目のなかで、未調査語の研究の必要性、新たに創製・改革された文字の正書法や言語規範に関する問題の研究の必要性、無文字民族の文字創製の決定に関する方法、文字方案作成の援助および、漢語を借用する場合の規範決定や言語教育のための教材の作成などをあげている[傅 1979b]。

特に、この漢語の借用に関する問題はまた1950年代後半からの少数民族政策において、民族的傾向を抑え、漢語への融合を進めるための鉄則とかかわっていた。漢語との共通点を増加させることが融合への接近とみなされたため、新語を造語する場合、漢語からの借用語に限ったばかりか、表記においても漢語の拼音そのままの形で採用し、標準語である普通語の発音にしたがわせようとしてきた。しかし、民族大衆の発音や民族語の表記習慣を考慮せず、民族語の規範にさからったため、民衆が文字を学習するのに困難であったばかりか、それを用いて編訳や教学を行なう人さえ掌握しきれなかったという [王 1979: 164]。この鉄則を撤廃するために、1950年代当初のように、再びスターリンの『民族問題とレーニン主義』から次の部分が引用されている。

「もし全世界無産階級専制時期の第一段階にすぐにも民族と民族語が消滅しはじめ、統一の共同語が形成しはじめると思うなら、それは誤りである。それどころか第一段階において民族の圧迫は徹底的に消滅させられるが、この段階は以前圧迫を強いられていた民族と民族語の発展し繁栄する段階である。」[王 1979: 164]

事実上これは、かつての社会主義段階における民族・民族語融合説からの撤退であり、これにより文革時代の民族語政策に一応理論的終止符をうつことができたといえる。1980年前後にはこれに類する論文が多く発表され、民族政策全体の転換への保障を与えている。たとえば、李作南の論文 [李 1980] は、ソ連の民族政策批判を通じ、マルクス主義の原点にたちもどって民族政策のありかたを再考しようとする。これは文化大革命期の反省だけではなく、かつて中国が、ソ連を手本として行なってきた民族政策全体を見なおそうとするものである。こうしたなかで、1957年以来久しぶりに第3次全国民族語文科学討論会が開かれた。会議では、上で述べた1958年以来の融合

政策のあやまりを正式に確認した [岩佐 1983: 244]。

このような民族政策理論の見なおしにともなって、次第にかつて中断されていた民族語政策が着実に復活しはじめていることが、チワン語 [陳 1986]、イ語 [馬黒木1986] などの報告であきらかにされている。

言語調査は文化大革命の一時期を除いて補充調査は行なわれていた「傅 1984:2] が,80年代にはいってから新しい言語の調査が,ヌー語,トールン語,ジノー語,メ ンパ語,ロッパ語などの外,民族との帰属関係のはっきりしない木雅語,莫語,札巴 語など多くの言語で行なわれてきた [王 1982:7; 傅 1984:2-3]。 文字創製では 1979年にモンゴル系の土族(モングオル)語ラテン文字方案が提出され,それ以降試行 されてきた。小学校における文字教育,教材,雑誌等の読物も多数出版され,実用に供 する段階にちかづいている [魯 1986]。 また広東省のヤオ語ラテン文字方案は1982年 に提出されて以来、各界に普及工作が行なわれている。タイ国のヤオ族やアメリカ合 衆国在住の移民とも文化交流が計られており、共通の文字として中国の文字方案を採 用することが計画されている [筱 1986: 55-57]。 同様に雲南のパイ語の文字も1985 年以来試行中である [Fu 1985: 216]。 また、 以前に考案された文字方案の改訂も 続けられている。「少数民族文字方案中字母設計についての数項の原則」(1957年)に 従い,チワン語やプイ語では漢語と近い音の表記には漢語拼音と同じ文字を用い,漢 語にない音は別の文字を考案していた。たとえばチワン語の無気有声閉鎖音[b] [d] に 近い音には漢語にないため、特殊な<Б><<д>を用いていた²²⁾。しかし、この方法 では、中国の少数民族語には多数の特殊文字が生れることになり、印刷等の面で不都 合である。 したがって1982年には、これらを破棄して、それぞれ<mb><nd>であ らわし、他の漢語にない音もふくめて、すべて、ラテン26文字で表わすことに決定し た [Fu 1985: 219]。すでに漢語にない音を文字の組合せにより表記する方法は, 既 にリス語などで行なわれていた。

文字考案の外に、かつて存在した旧文字に変って創製されていたラテン文字による 新文字が廃され、旧来の文字に戻った例がある。新疆のチュルク系のハザク語とウイ グル語は1950年代にキリル文字方案が撤廃され、1959年にラテン文字が考案されて熱 心に教育や普及活動が続けられた。しかし、1982年には、これも廃止され、現在は旧

²²⁾ 漢語拼音文字のや<d>>は無気無声閉鎖音 [p] [t] であったため、これらを用いることはできなかった。1857年当初、2つの文字によって表記せず、特殊文字を作るよう勧めたのはソ連の顧問であったという [王 1986: 9]。ちなみに、1957年の文字化の原則がでる前の1952、55年の拼音方案では、閉鎖音は漢語拼音とは全く異なる国際的な規範によって次のように表記されていた。[p] <p>>,[b] ,[t] <t>,[d] <d>。なお、問題の有声無気音 [b] [d] [g] は、現在、リス語では<bb><dd>><g>, ワ語では<nb><nd>><ng>>と表記されている。

来のアラブ文字が用いられている。この理由として、長い歴史を持つ文字の習慣の力を十分考慮せず、 老人や幹部に普及しなかったためであると説明されている [王 1982: 10]。

6. 中国少数民族政策にみる柔軟路線

先にも述べたとおり、少数民族言語政策は、漢語の標準化と識字化と平行して進められてきた。同様の課題は中国以外の多くの国がかかえている。文化的、経済的に立遅れた国にとっては、標準化と識字化でさえ、大きな負担になっており、少数民族に対する言語政策はおろそかになりがちである²³⁾。それどころか多民族語政策は、急務である近代化のための情報伝達や経済的統一化をある程度犠牲にしなければならないことも指摘されている [Coulmas 1984: 7]。そういうなかで、中国が以上あげてきたような政策にとりくみ、かなりの成果をあげてきたことは、少数民族や言語をあつかう学者によって評価されている [Coulmas 1984: 57; Edmondson 1984: 73]²⁴⁾。

上ですでに見たとおり、これら中国の少数民族言語政策は、理論的にも、実際の政策施行においてもソ連から導入したものが多い。そして文字創製の過程をとってみても、ほとんどソ連の経験を採用したものである。しかし、中国の言語政策に特徴的な面もいくつか存在する。それはカザフ語、ウィグル語そして蒙古語に見られるように、ラテン文字による新文字を廃し、旧文字をふたたび採用した例に象徴される。これらに関しては、2つの点が、まず指摘できる。第一の点は、旧文字がある場合、その改革、特に全く異なる系統の文字を採用しようとする際の困難である。新文字が理論的にあらゆる面で優れてはいても、旧文字を用いる識字層が存在する場合の抵抗はかなりのものであろう。まして、旧文字が民族文化や宗教と強くむすばれている場合はなおさらである。ここにあげた言語において、旧文字識字層の抵抗については、あまりしられていないが、旧文字採用の理由はおそらくそれが第一の原因になったと推測される [田中 1975: 155]。

第二の点は、上の事実には、旧文字識字層の抵抗と並んで、ラテン文字による民族 語表記の統一という、基本路線を放棄してまで結果的には民族の象徴としての文字選

²³⁾ これはいわゆる AA 諸国のみならず、社会主義国においてもみられることである。特に国家がある言語による統一化を無理に押しすすめようとする場合には積極的に少数民族語の弾圧が行なわれる。Coulmas [1984: 11] はこの背景には、かつてョーロッパにおいて、民族意識が国家建設において大きな影響をもったという事実があることを指摘している。

²⁴⁾ Edmondson はその根拠として中国の各地の少数民族研究所が外国人研究者に対して、門戸を広げつつあることをあげている。特にこの2、3年の解放政策にはめざましいものがあるが、これを,少数民族政策の進展状況への自信の現われであるとしている[Edmondson 1984:73]。

択の決定権を民族に譲った中国の民族政策がある。これは、多数の人口を持つチュルク系民族の用いていたアラビア文字を(ラテン文字化を経たのち)ことごとくキリル文字に切替えたソ連とは大きな対照をなしている。ソ連の場合は単に新文字の適性のみの問題というより、むしろこれらの民族を文化的宗教的土壌から引き離すことにもその意図があったとされる [クルマス 1987: 297]。文革中も、中国では他の少数民族語の文字政策が事実上中断するなかで、これら言語のラテン文字工作は、例外的に進められたことから、ソ連と同様の意図がなかったとは断言できないが、1982年にはあっさり廃してしまったのは、やはり民族の文化や言語を優先する政策への転換を意味するといえる。

まらに、すでにいくつかの基本政策において、中国の少数民族言語政策は肯定的要素を含んでいることもみのがすことはできない。たとえば、正書法確立に関する五原則のうち、漢語のみならず、同系統の言語との間にも可能なかぎり統一性をもたせるという条項である。これは漢語の習得を容易にし、漢語との二言語併用政策を進めるうえで必要である一方、より大きな集団に共通の民族意識が発生する可能性を妨げないことでもある²⁵⁾。たとえば、南方諸語の場合は基本的に漢語拼音と一致させることで、かなりの均一性をもっている。しかし、この外に、プイ語とチワン語のように異なる言語どうしでも、それらが系統的に近く、音対応が規則的な場合は、たとえ、発音がいくら異なっても、表記上は一致させることで相互理解を計ろうとしている [傅1979a:13]。さらに、文字、正書法の決定は最終的には少数民族自身の手に委ねられるという条項をあげることができる。これは、特異な文字によって、民族の特殊性を象徴化することが、少数民族の存続にとって有効な手段であることを認めているといえる。この例として、旧来のアラブ文字に戻った、カザフ語やウィグル語、および特殊な文字を用いるイ語などの場合をあげることができよう。

V. 結 語

以上主に文字創製を中心に中国少数民族言語政策について考察したが、全体として 文語養成のための政策が熱心に行なわれてきたことが認められる。文字によって、自 己を表現し、伝達し、文芸活動を行なうことが、単に情報伝達や教育面にとどまらず、

²⁵⁾ ソ連の場合は1930年代,一度ラテン文字を採用していた民族語にも強行されたキリル文字化は、ロシア語の普及が主眼であり、同系統語と一貫性をもたせることは無視されたと指摘されている [Comrie 1981:33]。逆にタタール、バシキールのように、言語的に非常に近い民族間でも、その差異を強調して行政的に分離させられた場合もある [田中 1975:125]。

少数民族の帰属意識を強化するととを認めるなら,文語を養成する努力が少数民族自立という観点からみた場合,いかに重要であるか明らかである。

クルマスは中国の少数民族語政策に関する「措置はすべて、国民教育、国民統合、そして近代化という三重の目的に適うよう、取られたものである。」と述べている [クルマス 1987: 306]。たしかに先にも述べたように解放直後の中国では、これらが少数民族政策の直接的な動機であったことは否定できない。しかし、すくなくとも民族語政策は、この側面からだけでは、正しく把握することはできないと思う。

文字の創製は、言語記述のための調査、方言調査などをへて、標準語化が行なわれ、正書法が決められ、試行され、そしてようやく制定される²⁶⁾。そして、それが人々の用いる文語として定着するには、教材の製作、言語教育、出版など多くの時間と労力と経済的負担を要求する。このような長期にわたる計画の実行においては、直接言語の調査や正書法設定に携わった言語学者の努力はもとより、それを必要とする民族や政策決定機関の意志と協力なしにはありえない。すくなくとも以上みたかぎり、中国の文語養成政策は、世界の多くの地域で依然としてみられるような、民族的自立を求める少数民族とそれを抑圧する中央権力との2つの力関係のかけひきという単純な図式だけではとらえることができない。文字政策が国内、国際的政治情況の流れの中で、時には停滞しながらも、現在まで持続している事実の理解には、究極的には、少数民族に平等な言語権を実現するという条項が中国の重要な基本的国策の1つとして保障されてきたということを無視するわけにはいかない。

文字政策の外にも、少数民族政策は1949年当時に比べ多くの成果をあげてきている。しかし、その反面、文盲率や就学率など教育面や技術、経済面で大巾に立遅れた民族の依然多いこともくりかえし指摘されている [存 1987:47]。この理由の1つとして、民族地区における商品経済の発展と民族構成員間の経済交流の増加に、従来の民族教育がついていけないことがあげられている。民族語や文字を使用し発展させる政策が強調され推進されたことによる弊害とは直接いわずとも、漢語教育、つまり民族語にならぶ漢語の併用教育がおざなりにされたため、他民族の成果を吸収しえず、現代の科学技術からもとり残された結果とみているようである。最近、漢語教育の重視という方向で二言語併用教育が強調される270のが以上のような遅れをとり戻すためで、たとえ民族同化の意図はないとしても、いままでの多くの例から、多数派言語の普及は

²⁶⁾ 文字法案草案制定から, 試行, 正式公布などの行政的手続きに関しては [傳 1979a: 11] 参照。

²⁷⁾ 馬・戴は言語と民族の不可分性, 民族語と民族発展, 社会主義における民族語の重要性を 説いたあと, 社会主義社会における二言語併用の発展の必要性について述べている [馬・戴 1984: 53-58]。

結果的には少数民族語を衰退へと向かわせる第一歩であることはよくしられている²⁸)。 しかし、このような早急に経済の近代化を求める立場からの、漢語教育の要請があ

る一方で、民族語による教育の成果が具体的に示されはじめていることは注目にあたいする。たとえば、貴州省におけるミャオ語の実験では、民族学校において民族語と漢語で教育した場合、漢語のみによる場合に比べ、漢語を含め各科目において高い成績を示した[田 1986: 34-35]。また同様の結果は、チワン語[陳 1986: 29]等いくつかの言語でも証明されている。これらの事実は、「母語は教育において最良の手段である」[馬 1986: 9]という説を証明しており、また田が指摘するように、1981年ユネスコのパリでの「母語による教育専門者会議」が提唱した内容と合致している[田 1986: 34-35]。特に注目すべきことは、母語による教育の必要性を、従来のように、社会主義理念あるいは国家建設の目的にかなったものとして訴えるだけではなく、世界的レベルで注目されている言語併用に関する論議に加わり、そちらからの理論的支持をとりつけようとしているかにみえることである。

上の例でもみられるような、現在国際的に盛り上りつつある少数民族の文化、言語、 自治権や基本的人権擁護の運動から中国も埒外ではおれないことは明らかである。ま して、国是である「四つの近代化」を優先するうえで、事実上、民族政策から古典的 な階級闘争を撤廃し、解放的な民族政策をとっている今日、中国少数民族にもこのよ うな風潮が及ぶのは,必至である。たとえばここ数年間の新疆での自治権拡大を求め る動きや、最近のチベットにおける独立要求復活などがある。また、朝鮮族、モンゴ ル族、カザフ族、キルギス族、タイ族、ヤオ族など多くの民族が中国と隣国にまたが って住んでいるが、現在まで、別個のものとみなされ、文化的交流もほとんど行なわ れてはいなかった。しかし、今後これら国境をはさむ民族内部での交流が増し、何ら かの統一化の動きが現われる可能性もある。例えば、ヤオ語にみられたように、文字 統一の試みがある。そしてこのような動きが更に進み、政治的な連帯運動に向かわな いという保障はない。その外、現在行なわれている地方資源の開発のための漢人の流 入や漢語教育への反発が、民族意識を先鋭化させたり、民族政策のための経済的負担 が深刻化した場合など、現在の民族政策の基本路線が見直される可能性は、決して少 なくはない。その結果、現在軌道に乗りかけた民族語政策が存続するか、あるいはか つてのように、民族語の教育や出版を中断し、漢語一辺倒に後退するか、中国の少数

²⁸⁾ ソ連における二言語併用政策が実際には少数民族語の使用範囲をせばめ、結果的にロシア語へと同化させる傾向にあることは多くの人により指摘されている [ハールマン 1985: 64; 田中 1975: 166-167; Lewis 1983: 324-323; クルマス 1987: 298]。少数民族言語がロシア語との併用状態にあって日常の伝達道具として用いられる状態をロシア語への融合同化への過渡的現象であるとするソ連の公的な見解も示されている [Comrie 1981: 26-27]。

民族政策の真意が明らかにされる²⁹⁾。 民族自決と国家統合という両刃の剣を理論 的 に備えている社会主義中国が、国家と少数民族との利害関係をいかに処理していくか、 そしてそれを象徴する言語政策がいかに進められるかに今後も注目される。

付 記

本稿は、昭和62年度国立民族学博物館共同研究「中国少数民族に関する基礎的研究」(代表: 周 達生助教授)での個人研究成果の一部である。

謝辞

本稿執筆に当り竹村卓二教授および崎山理教授により貴重なコメントをいただいた。また資料の面では周達生助教授に御世話になった。以上諸氏に厚く感謝する。

文 献

(技術的な理由から漢語の簡体字は相当する日本語の漢字で表わした。漢語文献の配列は 著者名の日本語の読みにしたがった。)

馬学良

- 1957a 「近年来我国少数民族文字発展的概況」『新建設』4:64-65。
- 1957b「少数民族推行前的編訳工作」『中国語文』7:41-43。
- 1957c「漢語拼音法案与少数民族文字関係」『中国語文』12:5-6。
- 1979 「為実現新時期的総任務多作貢献」『民族語文』1:9-12。
- 1986 「論双語与双語教学」『民族語文』6:6-12。

馬学良・戴慶厦

1984 「我国民族地区双語研究的幾個問題」『民族研究』4:53-58。

馬学良・他

1956 『語言調査常識』中国語文雑誌社編 中華書局。

馬黒木岬

1986 「<彝文規範法案>的誕生及其実践効果」『中国民族語言論文集』 四川民族出版 社, pp. 42-54。

CHANG, Kun

- 1967a National Languages. In Thomas A. Sebeok (ed.), Current Trends in Linguistics, Vol. II, The Hague: Mouton, pp. 151-176.
- 1967b Descriptive Linguistics. In Thomas A. Sebeok (ed.), Current Trends in Linguistics, Vol. II, The Hague: Mouton, pp. 59-90.

陳竹林

1986 「壮文工作的回顧」『中国民族語言論文集』 四川民族出版社, pp. 19-30。

陳嘉陵

1985 「我国民族自治的基本特征」『政治学研究』3:11-14。

(最近の中国の少数民族への「緩和政策」は)「四つの近代化」を21世紀にわたる綱領的戦略として掲げる現政権のいわば「政治的妥協」であり、少数民族地域の経済的後進性の事実認識に基づいて、少数民族を中国国民経済の中に位置づけ再びかれらをその中に経済的に統合するものに他ならない[佐々木 1982:133]。同様のことは毛里によっても指摘されている[毛里1980:80]。

²⁹⁾ 佐々木はこう述べている。

張天路

1984a「人口発展与民族繁栄関係的初歩探討」『中央民族学院学報』3:39-44。

1984b「中国少数民族人口的発展変化」『人口研究』12:47-52。

中国語文編輯部

1955 「内蒙古自治区人民委員会関於推行新蒙文的決定」『中国語文』9:4-5。

1959a「十年来中国語言学会記事 1949-1959」『中国語文』10:501-506。

1959b「十年来我国語言学界会記事補」『中国語文』11:556-557。

中国文字改革委員会

1956 「関於擬訂漢語拼音法案 (草案) 的幾項説明」『中国語文』1:47-51。

COMRIE, Bernard

1981 The Languages of the Soviet Union. Cambridge: Cambridge University Press.

COULMAS, Florian

1984 Linguistic Minorities and Literacy. In F. Coulmas (ed.), Linguistic Minorities and Literacy, Berlin-New York-Amsterdam: Mouton, pp. 5-20.

DeFrancis, John

1967 Language and Script Reform. In Thomas A. Sebeok (ed.), Current Trends in Linguistics, Vol. II, The Hague Mouton, pp. 131-150.

田家楽

1986 「努力開創費州省民族語文工作的新局面」『中国民族語言論文集』 四川民族出版社, pp. 31-41。

EDMONDSON, Jerold A.

1984 China's minorities. In F. Coulmas (ed.), Linguistic Minorities and Literacy, Berlin-New York-Amsterdam: Mouton, pp. 63-76.

傅懋勣

1956 「創制和改革少数民族文字的重要意義和工作情況」『人民日報』1956. 12.16。

1957a 「関於少数民族語中新詞術語的問題」 『中国語文』 10:31-34。

1957b「蘇聯是解決多民族国家文字問題的典範」『中国語文』11:14-22。

1958 「再論国内少数民族語言中新詞術語的問題」『中国語文』6:251-253。

1979a「我国少数民族創造和改革文字的問題」『民族研究』1:9-17。

1979b「全面開展民族語研究」『民族語文』1:4-8。

1984 「建国三十五年来民族語言科学研究工作発展」『民族語文』5:1-8。

Fu, Maoji

1985 Language Policies Towards National Minorities in China. Anthropological Linguistics 27(2): 214–221.

GURVICH, I. S. and Ch. M. TAKSAMI

1987 The Social Functions of the Languages of the Peoples of the North and Far East of the USSR in the Soviet Period. Soviet Anthropology and Archeology. 1986–1987 Winter, XXV(3): 35-52.

ハールマン, ハラルト

1985 『言語生態学』早稲田みか編訳 大修館書店。

白貞

1986 「試論"各民族誰也離不開離"的歷史淵源」『内蒙古科学』3:65-70。

包爾漢

1961 「少数民族語文工作的巨大成績」『中国語文』3:6-8。

尹育然

1956 「関於少数民族創立和改革文字工作的情況和規劃」『光明日報』1956.6.1。

維諾格拉多夫 • 謝列布連尼科夫

1952 「蘇聯各族語言底発展問題」『中国語文』12:27-29。

岩佐昌暲

1983 『中国の少数民族と言語』 光生館。

JARRING, Gunnar

1981 The New Romanized Alphabet for Uighur and Kazah and Some Observations on the Uighur Dialect of Kashghar. *Central Asiatic Journal* 25: 230-245.

常竑恩

1958 「我参加少数民族語文科学討論会的幾点重要体会」『中国語文』5:226-229。

クルマス、F.

1987 『言語と国家』山下公子訳 岩波書店。

Lewis, Glyn

1983 Implementation of Language Planning in the Soviet Union. In J. Cobarrusbias and J. A. Fishman (eds.), Progress in Language Planning, Berlin New York Amsterdam: Mouton, pp. 309-326.

民族語文編輯部

1979 「大力開展民族研究 繁栄各民族科学文化事業」『民族研究』1:1-8。

毛里和子

1980 「中国の少数民族問題」『社会主義とナショナリズム』 国際政治, 65: 61-85。

西田龍雄

1980 「中国少数民族の言語について」『月刊言語』9(3): 12-19。

王均

1952 「吸収蘇聯先進経験研究少数民族語文」『中国語文』12:4,33。

1957 「我們熱烈歓迎漢語拼音方案新草案」『中国語文』12:6-7,14。

1963 「漢語拼音方案和少数民族工作」『光明日報』1963.12.25。

1979 「民族語文研究工作中的幾個切迫問題」『民族語文』3:161-166,172。

1982 「中国少数民族語言研究情況」民族語文編輯部編『民族語文研究論集』 青海民族出版 社, pp. 1~39。

1986 「壮文工作漫談」『中国民族語言論文集』 四川民族出版社, pp. 1-18。

王利賓•傅懋勣

1959 「我国少数民族語言科学研究工作的重要成就」『中国語文』10:451-454。

羅常培 1952 「加強研究少数民族語文為提高各民族文化而努力」『中国語文』12:3。

1954 「為幇助兄弟民族創立文字而努力」『中国語文』6:11-12。

1958 「漢語拼音方案与民族団結的関係」『民族団結』2:5。

羅常培•傅懋勣

1954 「国内少数民族語言文字概況」『中国語文』3:21-26。

羅李光

1952 「関於幇助少数民族創造文字的一些問題」『中国語文』12:8-9。

李作南

1980 「民族語言平等是馬克思主義的一個原則」『内蒙古大学学報』1:14-27。

魯長寿

1986 「大力試行土族文字提高文化水平」中国語言学会編『中国語言論文集』 四川民族出版 社, pp. 58-66。,

坂本是忠

1970 『中国辺疆と少数民族問題』 アジア経済研究所。

佐々木信彰

1982 「中国における民族問題の復興」『中国社会主義の動向』 大阪市立大学経済学会研究 叢書 12: 109-142。

筱 文

1986 「広東省試弁瑶文培訓班」『中国民族語言論文集』 四川民族出版社, pp. 51-57。

存 理

> 1987 「現代教育和少数民族的智力開発」『中央民族学院学報』2:48-48。

竹村卓二

1983 「少数民族の歴史と文化」橋本万太郎編『漢民族と中国社会』 山川出版, pp. 324-364。 田中克彦

1975 『言語の思想』 日本放送出版協会。

喻世長

1959 「関於我国少数民族語言系属的一些問題」『中国語文』3:54-57。

1961 「関於"漢語対我国少数民族語言影響"研究中的幾個問題」『中国語文』12:16-22,

附表1 中国少数民族言語政策

		附表 1 中国少数民族言語政策
年号	月	
1949	9.	・中国人民政治協商会議共同綱領 第五三条及び
		政務院関於民族事務的幾項決定 第五項
		「すべての民族は言語を発展させ、習慣衣装宗教を保持し改革する自由をも
		つ
	10.20	• 文字改革協会正式成立
1950	6.	• 中国科学院語言研究所設立
	7∼ 8	・中央政府代表団 西南・西北部へ民族政策宣伝のため派遣される
1951	2.	・政務院が「文字を持たぬ民族が文字を創製するのを援助する」決定
	3.	・科学院語言研究所 河康工作隊 イ語の調査 イ語文字方案
	6.	・中央政府代表団 中南部へ民族政策宣伝のため派遣される
	6.	• 中央民族学院語文系成立
	10. 6	• 科学院語言研究所が西南民族語会議招集
	10.	政務院文化教育委員会に少数民族研究指導委員会設立
	11.	・科学院語言研究所川康調査隊 四川省涼山イ調査
	11. 2	・文字改革協会・科学院語言研究所
		漢語と少数民族語の表音文字化について会議を招集
1952	2. 5	・中国文字改革協会,中国文字改革委員会へ改組
	2.	・科学院語言研究所・雲南少数民族委員会による雲南工作隊
		タイ,リス,ラフ,ワ,アチャン,イ,ハニ語調査
	3.	・科学院語言研究所 チワン工作隊 言語調査と表音文字準備
	6.	・科学院語言研究所 広西省ヤオ語工作隊
	7.	・中央政府代表団調査隊 北西部,内蒙古へ
	9.	・科学院語言研究所・チワン方言工作隊
	2.00	科学院語言研究所・貴州民族学院 貴州工作隊 ミャオ・プイ方言調査
	6.20	・『中国語文』創刊
4050	9.	・イ語新聞発刊
1953	4.	・新疆地方政府 現地語文字改革のための委員会設立
	7. 9∼10	・蒙古語言研究会発足・科学院語言研究所 少数民族語学に関して拡大会議招集
	9°∼10 11.	・1952年のチワン語文工作報告出版
1954	3.	・羅常培・傅懋勣「国内少数民族語言文字概況」発表
1004	4~5	・南寧にてチワン文字にかんする会議
	7. 10	・『蒙古語文』創刊(季刊)1957.1.以降月刊
	7.	・新疆キルギス自治州民族語文研究会成立
	9.	・科学院語言研究所 チワン工作隊
	9.	・チワン語言調査委員会成立
	10.	・科学院語言研究所・中央民族学院のまねきで,ソ連 Serdyuchenko 謝爾久
		琴柯各地で調査協力 Todaeva 扽達叶姓 同伴
	12.23	・中国文字改革研究委員会、中国文字改革委員会に改組、国務院直属に
	12.	・中国文字改革委員会4つの漢字画筆案,ラテン,キリル文字案を全国文字
		改革会議へ提出
1955	4. 9	・中国語文編集局, 漢語標準化についての討論会主催
	5. 24	• 科学院語言研究所 漢語規範化問題座談会

年号		
1955	6. 6	• 科学院語言研究所
		雲南にて中国南部の少数民族文字創造改革のための会議招集
	6.	・中央民族学院・科学院語言研究所・内蒙古語言研究会・
		北京大学 蒙古語族方言調査隊を組織派遣
	6.	・中央民族学院・科学院語言研究所・新疆省人民政府
		新疆民族語言調査隊を組織派遣
	6.	・中央民族学院・科学院語言研究所
	9. 1	苗語族調査隊を組織派遣 ・内蒙古自治区 蒙古新文字方案
	10. 25	・科学院による漢語標準化についての全国大会
	10. 23	現代漢語規範問題学術会議
	12. 6~15	·科学院·中央民族学院 第1次民族語文科学討論会
	12.10	・チワン文字草案
1956	1. 28	・国務院全体会議 漢字簡化方案公布に関して決議,普通語拡大に関して指示
	2, 6	・国務院 普通語工作に関する委員会設立
	2. 9	• 漢語文字改革委員会第一草案(漢語拼音方案)
	2~6	• 中央民族学院 • 科学院語言研究所 • 西南民族学院
		北京・成都にて少数言語調査訓練班組織 500 人参加
	3.	・武鳴にて桂西チワン文学校開学
	4~6	• 中国科学院語言研究所 • 中央民族学院 • 各地関連機関
		700人におよぶ7調査隊 計40言語 16地区
	,	第一工作隊 チワン,プイ,スイ,トン,ノン,シャ語等調査
		第二工作隊 ミャオ, ヤオ語等調査
		第三工作隊 タイ, チンポー, ツァイワ, リス, アチャン, ラフ, ハニ,
		バイ,ナシ語等調査
		第四工作隊 イ,トウチャ語等調査
		第五工作隊 蒙古・ダグール・トンシャン・ポーナン, 土族語等調査
		第六工作隊 ウイグル・ハザク・キルギス・サラール・ユーグ・シボ・タ
		ジク語等調査
		第七工作隊 チベット,チャン,ギャロン,ロユ,西蕃語等調査
	5.22~29	・フフホトにて 蒙古語族語言科学討論会
	8.	・科学院語言研究所・中央民族学院 新疆語言調査委員会
	8.	新疆ウイグル自治区語言文字研究委員会成立 ・海南リー族,苗族自治州語言文字研究指導討論会
	10. 5	• 貴州民族語文指導委員会成立
	10. 10	・国務院 漢語拼音方案審訂委員会設立
	10. 20	• 科学院少数民族語言研究所設立
	10.19~21	・貴陽にて民族文字字母形式問題討論会
,	10.31	・ 貴陽にてミャオ族語言文字問題科学討論会会議
	10. 91	・ 貝勝に じミャオ 灰暗 言义子 向超 件字 前
	11. 4~7	・貴陽にてプイ語言文字問題科学討論会
	11. 21	• 漢語拼音方案審訂委員会 漢語拼音方案修正草案
	11. 25	• 『民族語言調査通訊』内部月刊創刊
	11. 20	

年号	月	
1956	12.18~24	・成都にてイ族語言文字科学討論会
		涼山イ族拼音文字方案(草案)とれは1950の改革案
	12.20~27	・フフホトにてダフール語文工作会議
	12.	・『語言研究』創刊
1957	1.26	・西南民族学院 涼山イ語拼音文字の教育者養成
	2. 6	・イリ・カザフ自治州語言文字科学討論会会議
	2.11	・海南にてリー族語言文字科学討論会 リー文字方案
	3.16~17	・昆明にて雲南少数民族語言文字科学討論会
		ハニ,リス,チンポー,ナシ,ラフ,ワ文字方案
	4. 23	・内蒙古自治区に歴史語言研究所(後1959語言文学研究所独立)
	7. 1	・チワン語新聞『僮文報』発刊
	8.	・『中国語文』(57.1)に整風運動の論文
	10. 3~25	•少数民族語言研究所第1回全体会議
	11. 29	•「関於少数民族文字方案中設計字母幾項原則」
	11.	· 国務院第60次全体会議 漢語文字改革委員会第二草案承認
	12.18	・科学院少数民族語言研究所・中央民族学院
		チュルク語族研究のプログラム
1958	1.	・シーサンパンナータイ語新聞『消息報』発刊
	3. 25	内蒙古自治区人民委員会 蒙古新文字廃止決定
		• 第 2 次少数民族語文科学討論会
	8.18~ 23	・トン族語言文字問題科学討論会 トン文字方案
	8 までに	・チワン (19 57 . 11)・プイ ('56. 11)・ミャオ ('56. 10)・ 涼山イ ('56. 12)・
		トン ('58.8)・ハニ ('57.3)・リス ('57.3)・ワ ('57.3)・リー ('57.2)・
		ナシ ('57. 3) 以上10言語にラテン式文字方案(涼山イの場合は1951ラテン
		文字方案・1956改革案・1958改良した伝統文字へもどる)
1959	1.13~26	・南寧にて少数民族言語研究所工作隊工作座談会
	3. 9∼23	• 中央民族事務委員会少数民族辞書工作会議
		少数民族語言辞典編纂にかんして
		・ウイグル・カザフ語 ラテン文字による新文字方案
1965		・ウイグル・カザフ語 ラテン文字試行
1978	3.	• 中国社会科学院
		北京地区の民族工作者を集め民族科学の研究計画について討議
1979	5.	• 中国民族語言学会設立
1979	7.	• 土族文字方案
		『民族語文』創刊,『民族研究』『民族団結』複刊
1980	1.	第3次全国民族語文科学討論会
	12.	第1次中国民族語言学術討論会
1982	8.	第2次中国民族語言学術討論会
	9.	・ウイグル・カザク語 ラテン文字による新文字を旧来のアラビア文字へ
		・雲南ダリ・パイ民族自治県にてパイ文字方案(アルファベット)
		・チワン、プイのいくつかの変形ラテン文字をすべてラテン文字に改定
		・ヤオ文字方案